



【千代田区さくら基金】

平成20年度「金銭信託さくら基金」助成事業募集要項

1. 助成の目的

千代田区内の美しいさくらの景観を保存し、後世に残していくために、区内のさくら管理者が実施するさくらの再生事業及びさくら振興事業に助成することを目的とします。

2. 助成対象者

助成対象者は、千代田区内でさくらを公開している区、都、国、神社などの区内のさくら管理者とします。

3. 助成対象事業

助成対象事業は、区が策定した「区の花さくら再生計画」の趣旨に基づく以下の事業とします。

- (1) さくら健康状態調査
- (2) さくらの樹勢回復のための施肥、治療、病気予防等
- (3) さくら再生のための剪定、植替、植樹等
- (4) 日照条件や根茎域の改善などの生育環境の整備
- (5) その他さくら再生に必要な事業

4. 助成対象経費

助成の対象となる経費は、事業を行うために直接必要な次の経費とします。

- (1) 調査、剪定等に必要な委託費
- (2) 植替、環境整備等の工事費
- (3) 施肥、治療、環境整備等の材料費
- (4) その他助成することが適当と認められる経費

5. 助成事業期間及び助成金額

- (1) 助成事業期間は、平成20年度内とします。
- (2) 数件の事業に対して、総額1,000万円(予定)の助成をします。

6. 応募方法

所定様式「金銭信託さくら基金助成申請書」を千代田区道路公園課に提出してください。

7. 応募期間

平成20年3月17日(月)～4月30日(水)





8. 助成の審査

- (1) 助成の審査は、区が別に設置する第三者機関「金銭信託さくら基金助成審査会」において採否を審査し、区より書面にて通知します。(平成20年5月中を予定)
- (2) 助成の審査に際し、「金銭信託さくら基金助成審査会」において、事業内容についての説明を求める場合があります。

9. 助成金の交付

- (1) 助成金は、基金管理者である(財)まちみらい千代田へ所定様式「金銭信託さくら基金助成金請求書」を提出することにより交付を受けるものとします。
- (2) 助成金は一括して銀行振込みにて交付します。
- (3) 助成事業の実施が不可能になった場合又は、助成金の不正使用等があった場合は、助成金を返還していただきます。

10. 事業報告

- (1) 助成事業実施中に、助成事業の進行状況についての報告を求める場合があります。
- (2) 助成事業完了後、原則として1か月以内に、所定様式「金銭信託さくら基金助成事業完了報告書」及び事業経費の証明となるもの(領収書等)を提出していただきます。

11. 基金管理者

〒101-0054

千代田区神田錦町3-2-1

(財)まちみらい千代田(担当:小林・平尾)

TEL 03-3233-3222



12. 応募書類提出先・問合せ先(事務局)

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1

千代田区役所道路公園課(担当:中木・千賀)

TEL 03-5211-4243

FAX 03-3264-4792

Email: dourokouen@city.chiyoda.lg.jp

